

Special Needs Education

特別な指導内容

知的障がい編



何をどうやって
指導するの？

New!!!

令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課から出された最新の「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」等を参考に作成!!

知的障がいのある子供に対する特別な指導内容とは？

知的障がいとは、「認知や言語などににかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」が不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われていています。知的障がいのある子供に対して、どのような指導内容があるか例をみていきましょう。



ア 障がいによる、学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

コミュニケーションが苦手で、人と関わることに消極的になったり、受け身的な態度になったりすることがある。



- ◆自分の考えや要求が伝わったり、相手の意図を受け止めたりする双方向のコミュニケーションが成立する成功体験を積み重ねることができるよう指導する。

イ 自己の理解と行動の調整に関すること

過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになることがある。



- ◆本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら肯定的な感情を高めていくことができるよう指導する。

ウ 周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること

自分の身体に対する意識や概念は十分に育っていないため、ものや人にぶつかったり、簡単な動作をまねすることが難しかったりする。



- ◆粗大運動や微細運動を通して全身及び身体の各部位を意識して動かしたり、身体の各部位の名称や位置などを言葉で理解したりすることができるよう指導する。

エ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

概念を形成する過程で、必要な視覚情報に注目することが難しかったり、読み取りや理解に時間がかかったりすることがある。



- ◆興味や関心のあることや生活上の場面を取り上げ、実物や写真などを使って見たり読んだり、理解したりできるようにすることで、確実に認知や行動の手掛かりとなる概念形成につなげていけるよう指導する。

オ 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

着替えにおけるボタンの着脱やはさみなどの道具の操作など難しいことがある。



- ◆興味や関心のあることや生活上の場面を取り上げ、実物や写真などを使って見たり読んだり、理解したりできるようにすることで、確実に認知や行動の手掛かりとなる概念形成につなげていけるよう指導する。

カ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

粗大な運動や動作には問題は見られないものの、細かい手先を使った作業の遂行が難しかったり、その持続が難しかったりすることがある。



- ◆両手や目と手の協応動作などができるような活動を行う。興味や関心のもてる内容や課題を工夫したり、ものづくりを通して他者から認められ、達成感が得られるようにしたりするなど、意欲的に取り組めるように指導する。

例) 手遊び、ビーズを仕分ける活動

キ コミュニケーションの基礎的能力に関すること

自分の気持ちや要求を適切に相手に伝えられなかったり、相手の意図が理解できなかったりしてコミュニケーションが成立しにくいことがある。



- ◆要求を伝える手段を広げることができるように指導する。
例) 気持ちを表した絵カードを使う。簡単なジェスチャーを交えたりする。
- ◆自分の意図を伝えたり、相手の意図を理解したりすることができるように指導する。
例) 人とのやりとりや人と協力して遂行するゲーム



ク コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

対人関係において緊張したり、記憶の保持などが困難であったりするため、適切に意思を伝えることが難しいことが見られる。



- ◆代替手段を選択し、活用しながらコミュニケーションができるように指導する。
例) タブレット型端末に入れた写真や手順表などの情報を手掛かりとする。音声出力や文字・写真などを使用する。



◇知的障がいのある子供の教育的ニーズを整理する際、子供に対する特別な指導内容を把握することが必要です。また、ア～クは代表的な例を挙げており、子供の実態によってその他の特別な指導内容も十分に考えられます。

参考:「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課, 令和3年6月)

参考:「小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック」
(福島県特別支援教育センター, 平成31年3月)



Special Needs Education